

ASAKURACITY

中小企業省エネ設備導入補助金

目的

Purpose

エネルギー価格高騰の影響を受ける市内事業者の皆様の負担を軽減するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、既存設備を省エネ効果が高い設備に更新する費用の一部を補助します。

対象者

Target group

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

※市内に事業所を所有し、又は賃借し、かつ、その事業所において1年以上事業を営む者であって引き続き市内において事業を継続する意思を有するもの

※市税を滞納していないもの

補助概要

Subsidy overview

対象設備

区分1(主にサービス業・小売業等向け)

区分2(主に製造業向け)

省エネ法(※)に基づいて定められた機器ごとの基準達成率が100%以上の製品

経済産業省が実施する「省エネ・非化石転換補助金」において、補助対象設備として登録、公表されている製品

▼エアコン ▼LED照明機器(電球のみ交換は除く) ▼冷凍冷蔵庫 ▼温水機器(ガス・石油) ▼エコキュート

▼高効率空調(業務・産業用エアコン等) ▼産業ヒートポンプ ▼業務用給湯器 ▼高性能ボイラ ▼高効率コージェネレーション ▼低炭素工業炉 ▼変圧器 ▼冷凍冷蔵設備 ▼産業用モータ ▼制御機能付きLED照明器具 ▼工作機械 ▼プラスチック加工機械 ▼プレス機械 ▼印刷機械 ▼ダイカストマシン

※エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)

①補助率及び
②補助上限額

①1/2以内 ②50万円

①1/3以内 ②100万円

申請流れ

Application process

計画作成・申請

交付決定通知

事業実施

実績報告

確定通知

請求

補助金交付

※1 交付決定前の契約・発注については、補助対象外となりますのでご注意ください。
※2 納品・お支払い等(領収書の日付)が12月末日までに完了する必要があります。

問合せ先

Contact information

朝倉市役所商工観光課商工労働係

☎0946-28-7862 ✉syoukou@city.asakura.lg.jp



対象詳細

Target details

区分1(主にサービス業・小売業等向け)

経済産業省資源エネルギー庁

「省エネ型製品情報サイト」
(<https://seihinjyoho.go.jp>)

をご確認ください。



区分2(主に製造業向け)

一般社団法人環境共創イニシアチブ

『指定設備』補助対象設備一覧
(<https://sii.or.jp/setsubi07r/search/>)

をご確認ください。



申請期間

Application
period

令和8年7月21日(火)～11月30日(月)

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

提出書類

Application
documents

① ☐ 中小企業省エネ設備導入補助金交付申請書兼誓約書【様式第1号】

② ☐ 見積書(内訳が確認できるもの)

③ ☐ 位置図、平面図及び省エネ設備の内容等が確認できる図面

④ ☐ 省エネ設備導入前の該当箇所等の写真

⑤ ☐ 賃貸物件である場合は所有者の同意書

⑥ ☐ 確定申告書の写し

「法人」

直近の「法人税の申告書(別表一)」及び「法人事業概況説明書(2枚〈両面〉)」の写し

「個人事業主」

直近の「所得税の申告書B(第一表)」及び「所得税青色申告決算書(1頁及び2頁)」の写し
(白色申告者の場合は、「所得税の申告書B(第一表)」及び「収支内訳書」の写し)

⑦ ☐ 申請者確認書類の写し

「法人」

登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し(3か月以内)

「個人事業主」

申請者本人の運転免許証、マイナンバーカード等顔写真付きのものの写し

⑧ ☐ 朝倉市が発行する「滞納のない証明書」(1か月以内)

⑨ ☐ 申請者名義の通帳の写し(補助金振込口座)

留意事項

Notes

・審査の結果、交付対象とならない場合であっても、申請に係る費用は返還されません。

・補助金の交付決定後、虚偽又は交付要件に該当しない事実が判明した場合は、補助金の交付決定を取り消します。この場合、補助金の交付を受けた申請者は、補助金を全額返還することとなります。

・補助金交付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて申請者の営業実態等について、検査又は説明を求めることがあります。

・提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者(又は担当者)へ追加の書類提出を求める通知等を行います。必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備又は不足が、朝倉市の指定する期間内に解消しなかった時は、申請者が支援金の交付を受ける事を辞退したものとみなします。

・補助金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、申請者名等を警察へ通報する場合があります。

・この補助金は、課税の対象になります。